

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

10

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。

具体的な支障事例

当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

関西広域連合への権限移譲により、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、地域の自立性が向上するとともに、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第8条、第9条、第60条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)

提案団体

山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、西川町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。

(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)

具体的な支障事例

豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。

採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。

採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。

認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。

環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定することにより、自治体が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然を資源とする地域振興に寄与することができる。

根拠法令等

採石法第33条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、京都市、福岡県、大分県

○採石計画認可申請者によっては、認可された採石計画を順守せず結果として地域住民及び市町村に迷惑をかけることがある。その場合、市町村及び関係団体から認可権者である県に対して、採石計画への反対意見や厳しい指導を求められることがあるが、採石法に基づく処分及び指導には限界があり、災害防止の措置命令を発動しても無資力を理由に何ら改善されないケースもある。また、採取後に計画通りの跡地処理が実施されず、廃止手続きが実施できないまま、土砂流出など地域環境に影響を及ぼすケースも散見される。今回の提案内容の実現により、市町村意見が反映しやすくなり、認可条件の追加も可能になるため、より一層適正な採石事業の執行に資すると考える。